

京丹波町消防団における出動報酬の運用規則について

1. 出動報酬の種類と限度額

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項の規定により国が基準として示す額は次のとおりであり、本町においても準用する。ただし、一つの活動事案において、夜間からの出動により午前0時を超えて2日間にわたる場合は、1日当たりの限度額を適用するものとする。

ただし、出動期間が数日間に及ぶ場合は協議にて決定する。

- ① 災害出動 … 1日当たり上限8,000円
- ② 訓練出動 … 1日当たり上限4,000円

2. 出動報酬の単価設定

出動報酬の単価は1時間当たり1,000円とし、活動内容と出動時間に応じて算定する。ただし、出動時間が1時間に満たない場合や1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とみなして算定するものとする。

3. 出動報酬算定における時間設定

消防団活動における出動報酬算定の時間設定は次のとおりとする。

- ① 災害出動 … 出動命令発令から各種活動終了までの時間とする。

〔具体例〕

- ・火災時は「出動メール」発出時間から「片付け終了」まで。
 - ※火災後の資機材等の片付け時間を勘案し、解散式終了時間から1時間後までを対象とする。なお、団長の指示を受け、残火処理や夜警を行う場合は、最終警戒時間までを対象とする。
- ・現場検証（灰かき等）については、「開始」から「終了」まで。
- ・災害時は出動命令による「集合時間」から「解散」命令発出時間まで。

- ② 訓練出動 … 訓練等の「開始」から「終了」までの時間とする。

【除外する時間】

- ・災害出動における「自宅待機」に要する時間。
- ・火災時における「詰所待機」の時間。
- ・訓練出動における集合から開始までの現場待機時間。
- ・地元区や地域団体等からの依頼による支団・分団・部単位での活動に要する時間。

4. 出動報酬の対象となる活動

出動報酬の対象となる活動は、いかなる場合においても団長の指示により行われるもののみとし、次のとおりとする。ただし、団全体で行う活動のみを原則対象とし、支団・分団・部単位で行う活動は対象外とする。

- ① 災害出動 … 災害対応、消火活動、行方不明者捜索
- ② 訓練出動 … 団全体で行う各種訓練、操法大会、年末警戒

〔対象とならない活動〕式典（入退団式、出初式等）、防火啓発活動、火の元点検、部会・集会、操法大会における独自訓練 等

5. 出動時間の確定

消防団員の出動報酬に関する時間は団長の指示をもって確定するものとし、出動した全団員に適用するものとする。ただし、現場到着時間が著しく遅れた場合や、事情により解散命令発令前に帰宅等した場合は、他の団員との公平性及び個人へ直接支払われる報酬であることを勘案し、団員からの自己申告もしくは部長の判断により短縮することができる。

確定した出動時間に関しては、事務局において「別紙1」を作成し、団長が確認したうえで、団員メールにより伝達するものとする。

6. 出動団員の報告及び確認

団長の指示により出動した場合、部長は出動部員を「別紙2」により集計し、出動日から2週間以内に各消防主任に提出する。

なお、別紙2に記載する「出動基本時間」については、団員メールにより伝達を受けた時間を記入するものとし、自己申告等により出動時間に差異が生じた場合のみ備考欄の時間を記入する。

7. その他の事項

本規則に定めのない事項については、団長指示のもと、A2会議に諮って決定する。なお、在籍団員は年額報酬（36,500円）が個人へ直接支払われている現状を勘案し、部内で活動実態を確認のうえ、年度末に「別紙3」により報告するものとする。

■ 出動報酬に係る確定時間及び金額について

確定時間	金額
1 時間	1, 0 0 0 円
2 時間	2, 0 0 0 円
3 時間	3, 0 0 0 円
4 時間	4, 0 0 0 円
5 時間	5, 0 0 0 円
6 時間	6, 0 0 0 円
7 時間	7, 0 0 0 円
8 時間以上	8, 0 0 0 円

※確定時間は実働時間の1時間未満を切り上げて算出

■ 出動報酬の対象となる活動

○災害出動

- ・火災出動
- ・風水害出動
- ・行方不明者捜索活動

上記の内、消防団長の出動命令がなく、活動報告が無いものは対象外とする。

○訓練出動

- ・京都府消防協会南丹船井支部 教育訓練
- ・夏季訓練
- ・京丹波町消防団警防指導者及び初任者訓練
- ・原子力総合防災訓練
- ・京丹波町消防操法大会
- ・年末警戒
- ・その他特に消防団長が認める活動

■ 出動報酬の対象とならない活動

- ・入退団式及び役員任命式
- ・消防出初式
- ・京都府消防大会
- ・消防学校各種訓練
- ・春季秋季火災予防運動
- ・文化財防火訓練
- ・操法大会における独自訓練
- ・京都府消防操法大会
- ・毎月の各種定例活動
- ・地元及び各種団体からの依頼に基づく警戒活動